

給与・勤務管理システム・タイムレコーダー導入のチャンス！

承認申請は
平成29年12月15日まで

労務管理用ソフトウェア等の導入・更新にかかる費用の**最大75%（上限50万円）**が助成されます！

※承認処理に1月以上かかる場合もありますので、平成29年10月中旬頃までの申請をお勧めします。

『職場意識改善助成金（インターバルコース）』とは？

働き方改革の中で注目を浴びているのが勤務間インターバル制度です。この制度は、労働者の睡眠時間を確保し、健康障害を防止することを目的として、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定の休息時間を確保するものを言います。労働時間等の設定の改善を図り、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け勤務間インターバルの導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成されます。

『職場意識改善助成金（インターバルコース）』を活用するには？

■対象となる事業主様

- ①労働者災害補償保険の適用事業主であること
- ②中小企業事業主であること
- ③次のアからウのいずれかに該当する事業場を有する事業主であること
 - ア 勤務間インターバルを導入していない事業場
 - イ 既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
 - ウ 既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場
- ④労働時間等の設定の改善を目的とした労働時間の上限設定に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できる事業主であること

以下のAまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

| 業種 | A. 資本または出資額 | B. 常時雇用する労働者 |
|-------------|-------------|--------------|
| 小売業（飲食店を含む） | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |

■対象となる取組

- 労務管理担当者に対する研修 ○労働者に対する研修、周知・啓発 ○外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
 - 就業規則・労使協定等の作成・変更（時間外・休日労働に関する規定の整備など）
 - 労務管理用ソフトウェアの導入・更新 ○労務管理用機器の導入・更新 ○その他の勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新
- ※原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

■成果目標

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、勤務間インターバルの導入
○休息時間数が9時間以上11時間未満 または ○11時間以上 のいずれかを実施（就業規則に記載）

■支給の条件・支給額

| 休息時間数 | 新規 | 適用拡大・時間延長 | 対象経費 |
|-------------|------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9時間以上11時間未満 | 40万円 | 20万円 | 謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 ※ 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「実施期間」を超える契約の場合は、「実施期間」に係る経費のみが対象 |
| 11時間以上 | 50万円 | 25万円 | |

| 助成額 |
|--------------------------------------|
| 対象経費の合計額×補助率（3/4） ※ 上限額を超える場合は上限額 |

▼支給額の計算例（11時間以上適用時）

| かかった対象経費 | 支給額 |
|----------|------------------------------------------|
| 67万円 | 67万円×補助率3/4 = 50.25万円 → 50万円（上限額） |
| 30万円 | 30万円×補助率3/4 = 22.5万円 → 22.5万円 |

『職場意識改善助成金』に関するお問い合わせ

都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

※制度予算や適用範囲の確認、事業後の定着化確認訪問等ございますので必ず労働局または社労士の先生とご相談の上、ご検討ください。

攻めるなら、経理から。

PCA

勤務管理システム『PCA就業管理X』の導入で 客観的な記録と効率的な勤務管理を実現します！

タイムレコーダー『テレタイム』に
従業員がIDカードをタッチするだけ

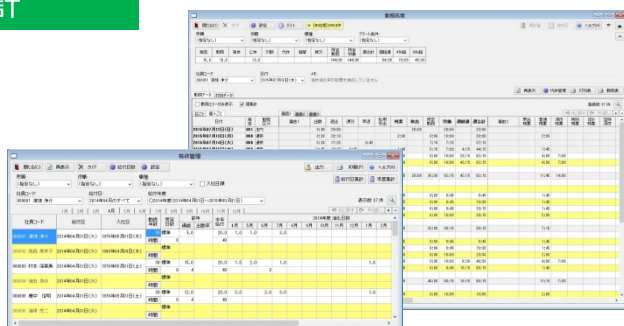
必要な出勤日数・残業時間等の
勤務情報を集計

勤務時間、日数などを毎日自動計算！



出退勤等の勤務情報を
『PCA就業管理X』へ転送

打刻データ取込み

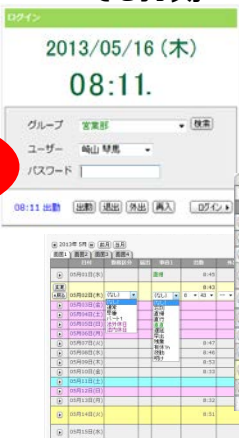


有休・残数管理も！

承認・打刻データ
取込み

WEB勤務管理システム
Zaionnex

WEBでも打刻



打刻データの承認・確定
各種申請の承認



iPadでも
運用可能！



- システムを稼働させるためのインストール・導入指導・コンサルティング費用なども助成の対象
- リース契約やクラウド費用・保守料も対象（事業実施期間に発生した費用のみ）
- システムの更新の場合は現状より制度に適した対応が必要となります。

月額利用料もカンタンにシミュレーション！！

利用したいソフトや同時接続台数を選択するだけで
算出可能です。クラウドトップページの右側にあるバナーをクリック
<http://pca.jp/cloud/>



無料お試し体験もご用意！クラウドならではの便利さをご確認ください。

PCAホームページから
無料体験をお申込



<http://pca.jp/cloud/>

体験版利用通知を
5営業日以内にお手元へ



弊社5営業日以内にダウンロードアドレスや
お客様専用のパスワード等、ご利用に必要な
情報をメールにてお届けいたします。

PCへインストール後、
体験版利用開始



体験版のご利用の際には、
利用機能の速度感も是非お試しください。

<PCA製品に関するお問い合わせ>

ピー・シー・エー株式会社

〒102-8171 千代田区富士見1-2-21 PCAビル
TEL:03-5211-2700

<クロノス製品に関するお問い合わせ>

クロノス株式会社

〒160-0016 新宿区信濃町35番地 信濃町煉瓦館4F
TEL:03-5360-8131

pca.jp